

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月17日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 19 号

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年寒川町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

4 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和 44 年神奈川県条例第 9 号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 障害福祉関係情報 (3) 特別児童扶養手当関係情報
------	--	--

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。